

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

令和7年（2025年）3月

旭 川 市

目 次

第 1 ごみ処理実施計画

1 排出の状況	1
2 処理主体	3
(1) 家庭ごみ	3
(2) 事業系ごみ	3
3 処理計画	4
(1) 排出抑制・再資源化計画	4
(2) 収集・運搬計画	6
(3) 中間処理計画	7
(4) 最終処分計画	9
(5) その他	9

第 2 生活排水処理実施計画

1 排出の状況	10
(1) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画（市内）	10
(2) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画（5町）	10
2 処理主体	10
(1) 旭川市が処理主体	10
(2) 個人等が処理主体	10
3 処理計画	11
(1) 生活排水処理計画	11
(2) し尿・汚泥の処理計画	11
(3) その他	12

第1 ごみ処理実施計画

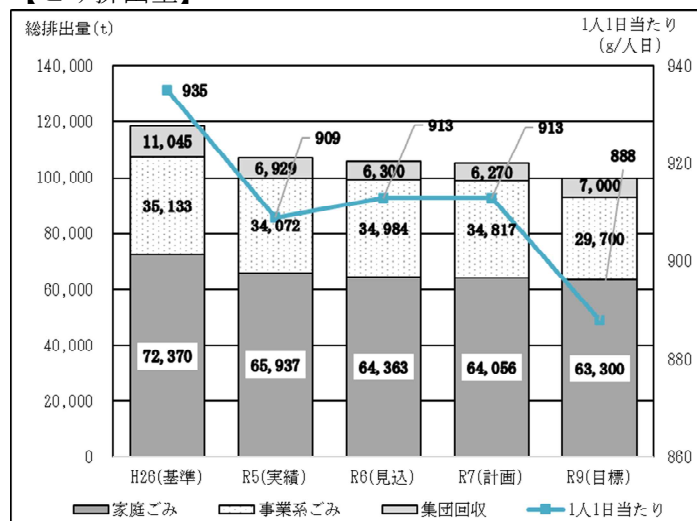
1 排出の状況

一般廃棄物（ごみ）の排出量

単位：t

項目／年度				H26 (基準)	R5 (実績)	R6 (見込)	R7 (計画)	R9 (目標)	
一般廃棄物（ごみ）	家庭ごみ	計画収集	燃やせるごみ	44,614	39,328	38,046	37,864	33,600	
			燃やせないごみ(ライター、ガス缶等含む)	8,375	7,437	7,429	7,393	6,400	
			資源物	缶・びん・紙パック・家庭金物	4,807	3,750	3,538	3,521	3,800
				プラスチック製容器包装	5,902	5,707	5,699	5,671	5,900
				ペットボトル	1,243	1,438	1,408	1,401	1,500
				紙製容器包装	2,107	1,704	1,654	1,646	2,100
				段ボール	1,792	1,964	1,937	1,928	2,100
				乾電池等	74	41	35	35	100
				蛍光管	18	6	5	5	0
				剪定枝	342	315	326	324	300
				拠点回収分	583	580	623	621	3,800
			粗大ごみ	1,462	1,553	1,523	1,516	1,700	
			その他	10	6	3	3	0	
			計画収集 計	71,329	63,829	62,225	61,928	61,300	
		引っ越しごみ等多量・臨時ごみ	1,041	2,108	2,138	2,128	2,000		
	家庭ごみ 計			72,370	65,937	64,363	64,056	63,300	
	事業系ごみ	燃やせるごみ	許可業者搬入	31,360	30,207	30,115	29,971	26,300	
			自己搬入	1,071	796	2,060	2,050	400	
			燃やせるごみ 計	32,431	31,003	32,175	32,021	26,700	
		燃やせないごみ	許可業者搬入	2,010	2,589	2,341	2,330	2,500	
			自己搬入	167	122	118	117	100	
			燃やせないごみ 計	2,177	2,711	2,458	2,447	2,600	
		資源物	プラスチック製容器包装	106	30	29	29	0	
			ペットボトル	419	328	322	320	400	
			資源物 計	525	358	351	349	400	
		事業系ごみ 計			35,133	34,072	34,984	34,817	29,700
		集団資源回収量			11,045	6,929	6,300	6,270	7,000
		一般廃棄物（ごみ） 合計			118,548	106,938	105,647	105,143	100,000

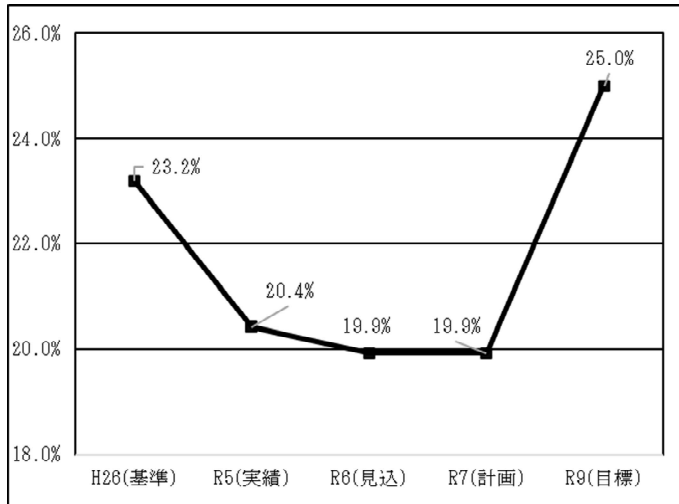
【ごみ排出量】



ごみ総排出量は基準年（H26）より減少しているが、目標（R9）の達成には、更に約6千トンの減量が必要である。

このため、家庭ごみの減量に向け、児童期からの環境教育、生ごみの堆肥化、食品ロスの削減等を継続するとともに、事業系ごみの減量に向け、多量排出事業者への指導、優良事業所やあさひかわエコショップの認定、あさひかわ食品ロス削減協力店の登録、古紙回収協力店の周知等を行う。

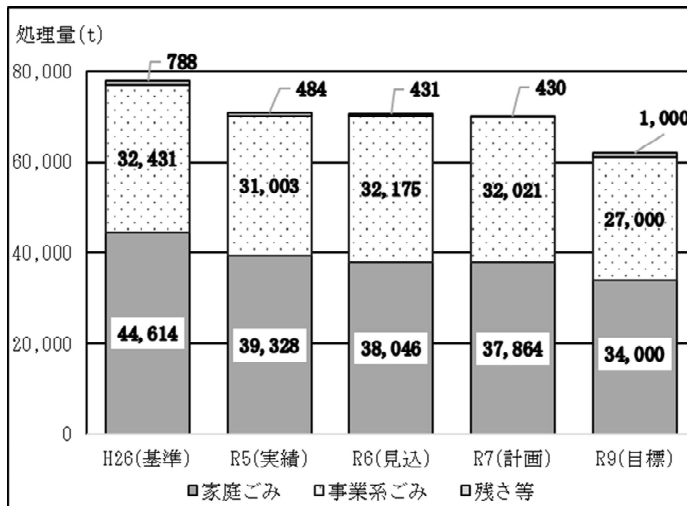
【リサイクル率】



リサイクル率は基準年（H26）より低下しており，目標（R9）の達成には5ポイント以上引き上げる必要がある。

このため，分別の徹底による資源化の推進に向け，分別収集カレンダーの全戸配付，チラシの町内会回覧，LINEやアプリを活用した周知等を行うほか，再生資源回収奨励金制度や市有施設等での資源物の拠点回収を行う。

【焼却処理量】



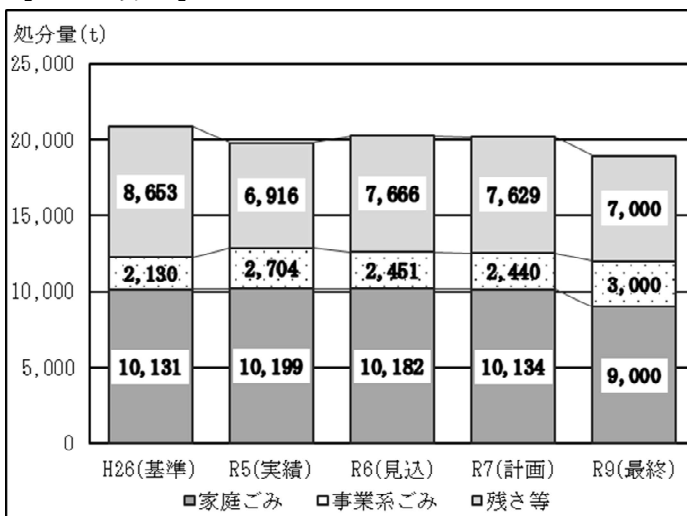
焼却処理量は，家庭ごみと事業系ごみのいずれも基準年（H26）より減少しているが，目標（R9）の達成には更に約9千トンの削減が必要である。

埋立処分量は，ほぼ横ばいで推移しているが，目標（R9）の達成には更に約1千トンの削減が必要である。

焼却処理量及び埋立処分量を削減するためには，ごみの減量・資源化の推進が必要である。

ごみの排出抑制と資源化の推進により，焼却処理量と埋立処分量の減量を図る。

【埋立処分量】



2 処理主体

(1) 家庭ごみ

廃棄物の種類			収集・運搬	中間処理		最終処分		
				処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
燃やせるごみ			市(委託)	市(直営)	焼却	市(直営)	埋立	
燃やせないごみ(ライター含む)			市(委託)	-	-	市(直営)	埋立	
資源物	缶		市(委託)	市(直営)	選別・圧縮	-	-	
	びん		市(委託)	市(直営)	選別	-	-	
	紙パック		市(委託)	-	-	-	-	
	家庭金物		市(委託)	-	-	-	-	
	プラスチック製容器包装		市(委託)	市(委託)	選別・圧縮	-	-	
	ペットボトル		市(委託)	市(委託)	選別・圧縮	-	-	
	紙製容器包装		市(委託)	市(委託)	選別・圧縮	-	-	
	段ボール		市(委託)	-	-	-	-	
	蛍光管・乾電池等		市(委託)	-	-	-	-	
	ガス缶・スプレー缶		市(委託)	-	-	-	-	
	剪定枝		市(直営)	-	-	-	-	
	拠点回収分	廃食用油		市(委託)	-	-	-	-
		その他		市(直営)	-	-	-	-
粗大ごみ※			市(直営)	-	-	市(直営)	埋立	
引っ越しごみ等多量・臨時ごみ※			許可業者 排出者	-	-	市(直営)	埋立	

※粗大ごみ及び引っ越しごみ等多量・臨時ごみは、一部選別し資源化する。家電リサイクル法に定める特定家庭用機器は、指定引取場所まで運搬して再生処理業者に引き渡し、再資源化する。

(2) 事業系ごみ

廃棄物の種類		収集・運搬	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ		許可業者・排出者	市(直営)	焼却	市(直営)	埋立
燃やせないごみ		許可業者・排出者	-	-	市(直営)	埋立
資源物	プラスチック製容器包装	許可業者・排出者	市(委託)	選別・圧縮	-	-
	ペットボトル	許可業者・排出者	市(委託)	選別・圧縮	-	-
	缶※	許可業者・排出者	-	-	-	-
	古紙※	許可業者・排出者	-	-	-	-

※排出者と許可業者の契約において処理されており、市は収集・運搬、処理を実施しない。

3 処理計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 家庭ごみ

項 目	概 要
ごみ減量の普及啓発	ごみ減量出前講座，公共施設や商業施設でのパネル展示
児童期からの環境教育の推進	社会科副読本の作成・配付 環境学習車両の派遣，施設見学の受入
生ごみたい肥化の促進	生ごみたい肥づくり講習会・相談会
体験型イベントの実施	おもちゃの修理屋さん，おもちゃと絵本のくるくる広場
リユースの促進	粗大ごみの市民提供，自転車の貸出
食品ロスの削減	食品ロス削減講習会，体験型講座
資源化の推進	再生資源回収奨励金の交付，市有施設等での拠点回収，粗大ごみ及び自己搬入ごみの選別・資源化

(イ) 事業系ごみ

項 目	概 要
ごみ減量の普及啓発	事業系ごみ分別の手引きの作成・配布，多量排出事業者に対する減量化等の指導・助言
優良事業所等の認定	ごみ減量等推進優良事業所認定制度，あさひかわエコショップ認定制度
古紙類の資源化	古紙回収協力店制度
食品ロスの削減	あさひかわ食品ロス削減協力店登録制度
環境に配慮した商品や再生品の活用推進	旭川市グリーン物品調達方針の運用
資源化の推進	再生利用業の個別指定

イ 再資源化の方法及び量

単位：t

品目		再資源化の方法	再資源化量
缶		スチールとアルミに選別・圧縮・梱包し，再生処理業者に売却	893
びん		無色，茶色，その他の色に選別し，日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託	1,676
紙パック		再生処理業者に売却	73
家庭金物		再生処理業者に売却	64
プラスチック製容器包装		選別・圧縮・梱包し，日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託	5,340
ペットボトル		選別・圧縮・梱包し，日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託	1,358
紙製容器包装		選別・圧縮・梱包し，日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託	1,433
段ボール		再生処理業者に売却	1,928
乾電池等		再生処理業者に処理を委託	42
蛍光管		再生処理業者に処理を委託	5
ガス缶・スプレー缶		選別し，再生処理業者に売却	88
剪定枝		再生処理業者に売却	324
拠点回収分	布類	選別し，再生処理業者に売却	1,349
	木質素材	選別し，再生処理業者に売却（不燃ごみ・粗大ごみからの選別分を含む）	
	金属類	選別し，再生処理業者に売却（不燃ごみ・粗大ごみからの選別分，傘を含む）	
	再生可能な古紙	選別し，再生処理業者に処理を委託	
	小型家電	選別し，再生処理業者に処理を委託	
	プラスチック製品	選別し，再生処理業者に売却	
	リターナブルびん	選別し，再生処理業者に売却	
	廃食用油	再生処理業者に売却	
	その他資源物	一部を市民へ提供	

(2) 収集・運搬計画

ア 家庭ごみ

廃棄物の種類		排出方法	収集方法	収集回数	手数料	収集量 (t)	
燃やせるごみ		指定ごみ袋	ステーション収集	週2回(郊外は週1回)	有料	37,864	
燃やせないごみ				隔週(2週に1回)		7,305	
ライター		透明又は半透明の袋		週1回	無料	3,448	
資源物	缶・びん・家庭金物					73	
	紙パック					ひもでしばる	5,671
	プラスチック製容器包装					透明又は半透明の袋	隔週(2週に1回)
	ペットボトル			1,646			
	紙製容器包装			1,928			
	段ボール			ひもでしばる		35	
	乾電池等			透明又は半透明の袋		5	
	蛍光管			購入時の箱又は透明又は半透明の袋		88	
	ガス缶・スプレー缶			透明又は半透明の袋		324	
	剪定枝		ひもでしばる(個別に申込み)	戸別収集		不定期	621
	布類	透明又は半透明の袋(回収拠点に持込み)	拠点回収	週1回程度			
	再生可能な古紙	ひもでしばる(回収拠点に持込み)		月1回程度			
小型家電	回収拠点に持込み	週2回程度					
プラスチック製品		月1回程度					
木質素材							
廃食用油	ペットボトル等の空き容器(回収拠点に持込み)						
金属類	回収拠点に持込み						
リターナブルびん							
傘							
粗大ごみ		手数料シールを貼付(個別に申込み)		戸別収集	不定期	有料	1,516

(ア) ステーション収集における家庭ごみの排出に当たっては、地域ごとに定められた収集日当日の午前6時から午前9時までに決められた集積所に出すこと。

(イ) 有料の場合の手数料額は、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の定めによる。

(ウ) 上記の排出方法は基本的な内容であり、これによらない場合がある。

(エ) 地域清掃で回収したごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び缶・びんの3区分に分別し、地域清掃ごみ袋等に入れ、ごみステーション等に排出する。

イ 事業系ごみ

排出者が自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して運搬する。

ウ 排出禁止物

区 分	内 容	適 用 品 目 の 例
感染性のあるもの	在宅医療・家庭から発生したもの	注射針（未使用のものを含む）
	医療機関等から発生したもの	血液の付着したガーゼ、包帯等、手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物
有害性のあるもの （計画収集の対象物を除く。）	硫酸、塩酸、農薬その他の有害・有毒性の強い物質を含むもの	昭和47年8月までに製造されたエアコン、テレビ、電子レンジに含まれるPCBを使用する部品、バッテリー、農薬、毒劇物
危険性のあるもの	火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの	火薬類（花火を含む）、ガスボンベ等
引火性のあるもの	引火性の強いもの及び火気のあるもの	塗料、溶剤及び灯油類、燃えがらや残焼物で火気のあるもの又は高温のもの
前各号に掲げるもののほか、処理業務を困難にし、又は処理施設を損なうおそれのあるもの		エンジンオイル等廃油、自動車、オートバイ、タイヤ※、農作業用機械、除雪機、ピアノ、浄化槽、消火器、ボタン型電池、充電式電池等

※タイヤは、自転車用を除いた全てのタイヤを対象とする。

(3) 中間処理計画

ア 焼却施設

施設名	旭川市近文清掃工場	
所在地	旭川市近文町13丁目	
処理対象	計画収集の燃やせるごみ、事業系の燃やせるごみ、鷹栖町の燃やせるごみ、廃肉骨粉等	
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	
処理能力	280 t／日 （140 t／日×2炉）	
排ガス処理設備	有害ガス除去装置・ろ過式集じん機	
計画処理量	家庭ごみ	37,864t
	事業系ごみ	32,021t
	可燃性残さ	430t
残さの処分	処理量	6,761t
	処理方法	埋立処分

イ 資源化施設

(ア) 直営施設

施設名	旭川市近文リサイクルプラザ	
所在地	旭川市近文町13・14丁目	
供用期間	令和7年4月1日から令和7年9月30日まで	
処理対象	計画収集の缶・びん（家庭金物・紙パックは直接売却）	
処理方式	手選別：びん・家庭金物、機械自動選別：缶、保管：紙パック	
処理能力	26 t／日	
計画処理量	1,761t	

施設名	(仮称) 旭川市リサイクルセンター
所在地	旭川市東旭川町上兵村282番地
供用期間	令和7年10月1日から
処理対象	計画収集の缶・びん（家庭金物・紙パックは直接売却）
処理方式	手選別：びん・家庭金物，機械自動選別：缶，保管：紙パック
処理能力	20 t / 日
計画処理量	1,760t

(イ) 民間施設

施設名	旭川ペットボトル中間処理センター	
所在地	旭川市永山北3条7丁目	
施設設置者	株式会社旭川一般廃棄物処理社	
処理対象	計画収集のペットボトル，事業系のペットボトル（産業廃棄物を除く。）	
処理方式	破袋，手選別，機械圧縮・自動梱包，保管	
処理能力	4.8 t / 日	
計画処理量	家庭ごみ	1,401t
	事業系ごみ	320t

施設名	REPLAファクトリー	
所在地	旭川市工業団地5条3丁目	
施設設置者	旭川環境整備事業協同組合	
処理対象	計画収集のプラスチック製容器包装，事業系のプラスチック製容器包装（産業廃棄物を除く。）	
処理方式	破袋，手選別，機械圧縮・自動梱包，保管	
処理能力	40.44 t / 日	
計画処理量	家庭ごみ	5,671t
	事業系ごみ	29t

施設名	ACPRファクトリー	
所在地	旭川市流通団地2条5丁目	
施設設置者	株式会社北海紙業	
処理対象	計画収集の紙製容器包装	
処理方式	破袋，手選別，機械圧縮・自動梱包，保管	
処理能力	64 t / 日	
計画処理量	1,646t	

(4) 最終処分計画

施設名	旭川市廃棄物処分場		
所在地	旭川市江丹別町芳野71番地		
処理対象	計画収集の燃やせないごみ、粗大ごみ、自己搬入及び許可業者搬入の家庭ごみ及び事業系ごみ、中間処理残渣		
埋立可能面積	132,000㎡		
埋立可能容量	1,840,000㎥		
残余容量	386,252㎥（令和6年10月31日時点）		
処理施設	処理方式	凝集沈殿＋生物処理（硝化＋脱窒）＋膜ろ過＋活性炭吸着	
	処理能力	600㎥／日（300㎥／日×2系列）	
	放流水自主規制値	BOD：20mg／L以下、COD：30mg／L以下、SS：10mg／L以下、T-N：10mg／L以下	
計画埋立量	20,203t		
埋立区域	21,618㎡		
埋立方法	準好気性埋立構造（サンドイッチ・セル方式）		
資源化の取組	ガス缶・スプレー缶、自己搬入される木質・金属類を選別し、再生処理業者に売却		

(5) その他

ア 市民に対する広報・啓発活動

項 目	概 要
情報の提供と公開	めざそうごみゼロ旭川の発行，旭川市LINE公式アカウント「ごみ分別検索」・ごみ分別アプリさんあーるの活用，高齢者向け分別収集カレンダーの作成・配布
ごみステーションの適正管理	ごみステーションのパトロール・排出指導，優良クリーンステーションの顕彰，カラス対策ネット・カラス対策型ステーションの貸出
家庭ごみ分別及び適正排出の徹底	家庭ごみ分別収集カレンダーの全戸配布，ごみ適正排出協力員制度

イ その他

項 目	概 要
家庭ごみの収集運搬体制の充実	収集委託業者の調査・指導
排出困難な市民への支援	ふれあい収集
不法投棄等の防止対策	職員による不法投棄監視・指導，監視カメラ・看板・のぼり旗の設置
環境美化の推進	クリーン旭川運動による地域清掃，清掃活動優良者表彰，ポイ捨て禁止運動の展開，ポイ捨て禁止運動取組団体認定制度
一般廃棄物の減量等に係る審議	旭川市廃棄物減量等推進審議会

第2 生活排水処理実施計画

1 排出の状況

(1) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画（市内）

単位：kℓ

項目／年度	H26（基準）	R5（実績）	R6（見込）	R7（計画）	R9（目標）
し尿の排出量	13,287	8,171	7,107	6,996	6,285
汚泥の排出量	6,768	6,441	6,572	6,506	6,225
合 計	20,055	14,612	13,679	13,502	12,510

(2) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画（5町）

単位：kℓ

項目／年度	H26（基準）	R5（実績）	R6（見込）	R7（計画）	R9（目標）
し尿の排出量	2,053	2,505	2,281	2,164	1,943
汚泥の排出量	5,322	8,539	8,721	8,763	8,856
合 計	7,375	11,044	11,002	10,927	10,799

※鷹栖町，東川町，東神楽町，上川町及び美瑛町（美瑛町はR4から受入）のし尿及び浄化槽汚泥について，広域的な視点に立った河川水質の保全を図る観点から協定を締結して受入処理し，必要な連携を図る。

2 処理主体

(1) 旭川市が処理主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理対象区域
下水処理施設 （下水処理センター）	・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所，風呂など）	公共下水道計画区域
農業集落排水処理施設 （千代ヶ岡農業集落排水 処理センター）	・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所，風呂など）	農業集落形成区域 （千代ヶ岡地区）
し尿前処理施設 （環境センター）	・し尿（汲み取り・簡易水洗トイレ） ・浄化槽汚泥	計画処理区域内

(2) 個人等が処理主体

処理施設の種類の	対象となる生活排水の種類	処理対象区域
合併処理浄化槽	・し尿（水洗トイレ） ・生活雑排水（台所，風呂など）	公共下水道計画区域 及び農業集落形成区 域以外の区域
単独処理浄化槽 （みなし浄化槽）	・し尿（水洗トイレ）	計画処理区域内

3 処理計画

(1) 生活排水処理計画

単位：人

項 目 \ 年 度	H26(基準)	R5(実績)	R6(見込)	R7(計画)	R9(目標)
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	345,917	318,088	316,000	312,000	307,000
生活排水処理人口	327,509	305,229	303,705	300,054	296,581
浄化槽処理人口	3,870	4,326	4,450	4,500	4,530
公共下水道処理人口(水洗化人口)	323,428	300,741	299,100	295,400	291,900
農業集落排水処理人口(水洗化人口)	211	162	155	154	151
生活排水一部未処理人口	18,408	12,859	12,295	11,946	10,419
単独処理浄化槽人口	7,088	5,766	5,753	5,556	4,851
非水洗化人口	11,320	7,093	6,542	6,390	5,568
生活排水処理率	94.7%	96.0%	96.1%	96.2%	96.6%

※生活排水処理率は、生活排水処理人口を計画処理区域内人口で除して求めた数値を百分率で表示。

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬

汲み取りし尿の収集・運搬は、市内全域を対象に、業務委託により実施する。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、市内全域を対象に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業の許可業者により実施する。

区 分	委託者又は許可者数	車両台数
汲み取りし尿の収集・運搬	1社(者)	5台 (積載量 4,500ℓ: 4台 積載量 4,400ℓ: 1台)
浄化槽汚泥の収集・運搬	1社(者)	3台 (積載量 7,200ℓ)

※汲み取りし尿の収集・運搬については、繁忙期(4, 5, 10～12月)に、上記5台に予備車両1台を加え対応する。

イ 中間処理及び最終処分

収集した汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、し尿前処理施設である環境センターで、きょう雑物を破碎したあと、清水で下水道放流基準以下に希釈し、公共下水道へ放流する。また、鷹栖・東川・東神楽・上川・美瑛の5町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等も併せて受託処理する。

施設名称	旭川市環境センター
所在地	旭川市東旭川町上兵村 282 番地
稼働	平成 3 年 4 月
敷地面積	14, 727. 42 m ²
建物延床面積	3, 298. 95 m ²
施設形式	し尿前処理施設
処理能力	日量 150 kℓ
処理内容	きょう雑物のうち沈砂物等を除き、細破碎後希釈し下水道へ放流
最終処分	沈砂物等は燃やせないごみとして埋立処分

(3) その他

ア 移動式公衆便所貸付事業

公衆トイレ等がない場所でのスポーツ大会や町内会行事等を行う際の市民の利便性を図るため、移動式公衆便所の貸出しを実施する。

イ 浄化槽設置整備事業

公共下水道整備区域外及び農業集落排水整備区域外の地域の個人専用住宅を対象に、合併処理浄化槽設置費用の一部を補助することにより生活排水処理を進め、対象地域住民の生活環境の改善及び公共用水域の水質汚濁の防止等を図る。

ウ 広報・啓発活動

生活排水の適正な処理の必要性について、広報誌や市のホームページ掲載等を通じて、広く周知する。

公共下水道整備区域外及び農業集落排水整備区域外における汲み取りや単独処理浄化槽の既存住宅に対して、戸別にパンフレットを配布し、合併処理浄化槽への転換について周知啓発し、普及促進を進める。

また、浄化槽の適正な維持管理のため、検査機関との連携を図りながら、浄化槽設置者に対して、法に定められた保守点検や水質検査を実施するよう指導を行う。